

障害児の発達支援に係る閣議決定事項

社会保障審議会障害者部会

第91(H30.10.24)

資料6

○新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日）（抄）

1. 幼児教育の無償化

（具体的内容）

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての児童の幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。

（略）

（実施時期）

こうした幼児教育の無償化については、消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施する。

また、就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく。（略）

○経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日）（抄）

1. 人づくり革命の実現と拡大

（1）人材への投資

① 幼児教育の無償化

（略）

このほか、就学前の障害児の発達支援（いわゆる「障害児通園施設」）については、幼児教育の無償化と併せて無償化することが決定されているが、幼稚園、保育所及び認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象とする。（略）

（実施時期）

無償化措置の対象を認可外保育施設にも広げることにより、地方自治体において、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用者に対する保育の必要性の認定に関する事務などが新たに生じることになることを踏まえ、無償化措置の実施時期については、2019年4月と2020年4月の段階的な実施ではなく、認可、認可外を問わず、3歳から5歳までの全ての児童及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童について、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す。

幼児教育無償化の対象となるサービス（障害児支援）について（検討中の案）

無償化の対象となる就学前の障害児の発達支援(いわゆる「障害児通園施設」)の範囲については以下のとおり。

	サービス内容	利用者数	施設事業所数
児童発達支援 <small>(児童福祉法第6条の2の2)</small>	未就学児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	87,302	5,139
医療型児童発達支援 <small>(児童福祉法第6条の2の2)</small>	児童発達支援に加え、治療を行う	2,238	96
居宅訪問型児童発達支援 <small>(児童福祉法第6条の2の2)</small>	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	—	—
保育所等訪問支援 <small>(児童福祉法第6条の2の2)</small>	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	3,733	563
福祉型障害児入所施設 <small>(児童福祉法第42条)</small>	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,509	184
医療型障害児入所施設 <small>(児童福祉法第42条)</small>	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,976	183

- ※1. 児童福祉法第21条の5の4における特例障害児通所給付費に係る利用者負担についても対象とし、通所特定費用(児童福祉法第21条の5の3)、入所特定費用(児童福祉法第24条の2)及び医療にかかる利用者負担を含めない。また、放課後等デイサービスについては、就学後の児童を対象としたものであるため無償化の対象とはならない。
- ※2. 利用者数及び施設・事業所数は平成29年7月サービス提供分の国保連データ。居宅訪問型児童発達支援は、平成30年4月1日創設のサービスであるため、データなし。
- ※3. 医療型障害児入所施設には、指定発達支援医療機関を含む。